

三重県臨床心理士会規約

第一条（目的）

会員相互の連携を密にし、資質と技能の維持向上および社会的・職業的地位の確立を目的とする。

第二条（実施事業）

目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 相互研修のための研究会・研修会等の開催
- (2) 会報の発行
- (3) その他

第三条（会員および準会員）

会員は、三重県に居住もしくは勤務先を有する正会員と準会員とする。正会員は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定した「臨床心理士」資格取得者とする。

また、準会員は、原則として臨床心理士養成施設指定大学院を修了又は在学中の者で、理事会で入会が承認された者とする。準会員の入会要件等は、別に定める。

第四条（会費等）

会運営の経費は、入会金と年会費と参加費等をもって当てる。

なお、正会員および準会員の入会金と年会費と参加費等は、別途にこれを定める。

第五条（退会）

本会の会員は、①死亡した時・②資格を喪失した時・③引き続き会費を2年間納入しない時は、退会したものとみなす。

第六条（役員）

役員は当分の間、理事13名と監査役1名とし、正会員の互選による選挙によって選出する。

なお、選出方法等は別に定める。

第七条（三役）

理事は互選によって、会長1名・副会長1名・事務局長1名を選出する。

また、会の運営において必要な役職は別に置くことができる。

第八条（役員任期）

役員の任期は3年とする。役員の再任は認める。

- (1) 任期中途中で欠員が生じた場合は、次点者をもって補う。
- (2) 前号による者の任期は、前任者の任期が1年以上ある場合に限りその在任期間とする。
- (3) 任期は継続して6年を越えることはできない。

第九条（顧問）

理事会の推薦により顧問を置くことができる。顧問は理事会に出席して意見を述べるができる。

第十条（総会および幹事会）

総会は本会における最高議決機関とし、年1回開き、議事は出席会員の過半数をもって決める。

また、理事会は総会に次ぐ議決補完機関であり、必要に応じて随時開く。

第十一条（事務局）

事務局は、事務局長が定め、一つに限り置くものとする。

附則

この規約は、1991年7月7日より発効する。

この規約は、2003年4月6日より施行する（一部改正）

この規約は、2009年4月5日より施行する（一部改正）

この規約は、2010年4月5日より施行する（一部改正）

この規約は、2011年8月7日より施行する（一部改正）

この規約は、2012年7月29日より施行する（一部改正）